

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成21年4月24日
【事業年度】	第90期（自平成20年1月1日至平成20年12月31日）
【会社名】	株式会社 京都ホテル
【英訳名】	THE KYOTO HOTEL, LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 平岩 孝一郎
【本店の所在の場所】	京都府京都市中京区河原町通二条南入一之船入町537番地の4
【電話番号】	京都075(211)5111(大代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 柳瀬 光義
【最寄りの連絡場所】	京都府京都市中京区河原町通二条南入一之船入町537番地の4
【電話番号】	京都075(211)5111(大代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 柳瀬 光義
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成21年3月27日に提出いたしました第90期（自平成20年1月1日至平成20年12月31日）の有価証券報告書の記載事項に訂正すべき事項及び記載漏れがありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものです。

2【訂正事項】

第1部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

(10) 取締役の選任及び解任の決議要件

3【訂正箇所】

訂正箇所は__を付して表示しております。

第1部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(10) 取締役の選任及び解任の決議要件

(訂正前)

(10) 取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、決議権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

(訂正後)

(10) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、決議権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。